

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第36号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(7)のソを同タとし、同ケからセまでを同コからソまでとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく次の事項（(7)、(I)から(カ)まで、(コ)及び(ソ)においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。）

(7) 第10条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意

(I) 第10条第8項（第11条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第12条第7項の規定による台帳の整備及び保存

(II) 第10条第8項（第11条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧に関すること。

(I) 第53条第1項の規定による申請の受理

(カ) 第54条第1項の規定による認定

(キ) 第54条第2項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理

(カ) 第54条第3項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知

(キ) 第54条第7項（第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第12条第7項の規定による台帳の整備及び保存

(キ) 第54条第7項（第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧に関すること。

(カ) 第55条第1項の規定による変更の認定

(カ) 第56条の規定による報告の徴収

(シ) 第57条の規定による改善命令

(カ) 第58条の規定による認定の取消し

別表第3の2中「並びにキの(ス)及び(セ)」を「、キの(ス)及び(セ)並びにケの(カ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第37号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成17年長野県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「から前々年度の法第70条第3項に規定する基準超過費用額の総額を控除した額」を削る。

第3条第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下この号及び第3号において「省令」という。）第4条第1項第1号のイに規定する一般被保険者」を「法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者」に、「省令第6条第1号のイ及びロに掲げる額の合算額」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下この号及び第3号において「省令」という。）第4条（省令附則第2条又は第4条の規定により読み替えられた場合には、読み替え後の省令第4条）の規定により算定した調整対象需要額」に、「当該合算額」を「当該調整対象需要額」に改め、同条第2号中「第70条第1項第2号」を「附則第7条第1項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の次に「及び生活療養」を加え、同条第3号中「及び第4号」を削る。

附則に次の1項を加える。

（平成24年度から平成26年度までの間における普通調整交付金の額の特例）

5 平成24年度から平成26年度までの間における普通調整交付金の額に係る第2条の規定の適用については、同条中「100分の6」とあるのは、「100分の8」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

健康福祉政策課